

■自己資本比率規制（「3本の柱」）

この自己資本の充実の状況等の開示は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二（連結は同規則第133条第1項第3号ハ）の規定に基づくものです。

自己資本比率規制については、次の「3本の柱」から構成されています。

第1の柱 最低所要自己資本比率

第1の柱は、金融機関が保有するリスクに対して求められる最低所要自己資本比率を定めたものです。国内業務のみを取り扱う信用金庫は、最低所要自己資本比率4%以上の確保が求められています。

第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

第2の柱では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理しリスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」の取組みが求められています。また、金融当局においても、各金融機関が創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

第3の柱 市場規律

第3の柱では、情報開示を通じて市場規律の実効性を高めるため、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算方法等についての開示が求められています。外部評価を通じて規律を働かせ、金融機関の健全な経営を促すことが期待されています。

■自己資本管理方針

当金庫が高い健全性を維持し、経営戦略を実現していくためには、収益とリスクのバランスを保ち、十分な自己資本を積み上げていく必要があります。この自己資本の充実を図るために、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本の充実度の評価、正確な自己資本比率の算定による自己資本管理態勢を整備し、強固な経営体質・経営基盤の構築により事業の継続性を確保していきます。

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目額を控除したもので構成されています。自己資本額の調達は、内部留保による資本の積み上げのほか、地域のお客さまからお預かりしている出資金によるものです。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、主に自己資本比率によって評価しています。当金庫の自己資本比率は国内基準（4%）を上回る高い水準を毎期維持しており、経営の健全性・安定性を十分に保っています。

また、当金庫では、統合的リスク管理の基盤的な管理プロセスとして「リスク資本配賦」を実施しています。自己資本を配賦原資として、各リスクの使用状況のモニタリングやストレス・シナリオによる影響度を通じ自己資本の充実度の評価を行っています。

今後も経営計画に基づく業務推進を通じて毎期待られる利益により、自己資本の積み上げを図っていきます。

■信用リスク管理の方針及び手続きの概要等

当金庫では、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、総合信用格付制度を導入しています。そして、2ファクター・マートンモデルを活用して、信用リスクを計量化しています。信用リスク管理の状況については、ALM会議等で経営陣に報告する態勢を整備しています。貸倒引当金については、「自己査定事務取扱要領」や「償却・引当事務取扱要領」に則り、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率から算出した予想損失率を基に算定しています。算定結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するため、必要に応じて不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じています。

ただし、これはあくまでも補完的措置であり、財務内容、キャッシュ・フローの見通し、資金使途、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から検討を行い、保全措置の必要の有無を判断しています。担保や保証が必要な場合は、お客さまに対する十分な説明によりご理解をいただいたうえでご契約をいただくなど、適切な対応に努めています。

担保や保証の手続きについては、当金庫の定める「事務取扱規程・事務取扱要領」ならびに「不動産等担保評価事務取扱要領」等に則り、適切な事務取扱いおよび適正な評価・管理を行っています。

お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定書」、「事務取扱要領」等により適切な取扱いに努めています。

当金庫が使用する信用リスク削減手法には次の3つがあります。

- ①適格金融資産担保として、自金庫定期性預金（定期預金・定期積金）
- ②保証として、国、政府関係機関、日本国政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体の保証ならびに適格格付機関よりシングルAの格付を取得している一般社団法人しんきん保証基金の保証
- ③その他未担保自金庫定期性預金（定期預金・定期積金）

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応としては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形で管理しています。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については総与信取引における保全枠との一体管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため派生商品取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。

有価証券関連取引については、「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」で定めた取引相手・投資枠に基づいて適切な運用・管理を行っています。また万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的です。

以上により派生商品取引に係る市場リスクおよび信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

なお、当金庫では、総体としてのリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理を行っています。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要等

証券化エクスポージャーとは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化エクスポージャーとは、証券化エクスポージャーのうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーであるものをいいます。

証券化取引における役割は、原資産の保有者であるオリジネーターと、組成された証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化エクスポージャーを保有していませんが、資金運用の一環で投資家としての証券化エクスポージャーを保有しています。また、再証券化エクスポージャーを保有していません。

証券化エクスポージャーに係るリスク特性としては、信用リスク、市場リスク、市場流動性リスク等があげられます。当金庫は、「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」に投資枠および投資対象格付基準を定め、一定の信用力を有するものを投資対象とするなど、適正な運用・管理を行っています。各種リスクや構造上の特性等については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価、適格格付機関が付与する格付情報等を適時に収集し、分析ならびにモニタリングを行うことにより把握しています。さらに、定期的に財務企画部と経営陣に対し報告を行い、必要に応じてALM会議に諮るなど、適切なリスク管理に努めています。再証券化エクスポージャーについても同様です。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式について、当金庫は標準的手法を採用しています。証券化取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要等

当金庫は、事務リスク、システムリスク、風評リスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクなど各種リスクを幅広くオペレーショナル・リスクと認識し、「リスク管理基本方針」を定めるとともに、各種内部管理規程等の整備・充実に努めています。多様化するリスクを特定・識別し、リスクの未然防止と極小化を図るために財務企画部が統括部署となって、各種リスクを一元管理する態勢をとっています。また、各部横断的な委員会等で協議し、必要に応じて理事会等で経営陣に報告する態勢を整備しています。

リスクの計測に関しては、業務粗利益を算出根拠とする「基礎的手法」を採用しています。オペレーショナル・リスク相当額の算定方法については、「自己資本の充実度に関する事項」（34、39ページ）をご参照ください。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、非上場株式、子会社・子法人等株式、投資事業組合等への出資金については、当金庫の定める「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」等に則り、適正な運用・管理を行っています。リスクの状況については、財務諸表や運用報告を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じてALM会議への報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

一方、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR値）によるリスク計測によって把握しており、定期的にALM会議への報告を行うとともに、必要に応じて代表理事会等へ報告する態勢を整備しています。また、株式関連商品への投資は「有価証券等運用方針書」に定める投資枠内での取引に限定するとともに、債券投資のヘッジと位置付け、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を行っています。また、当金庫の定める「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」等に則り、厳格な運用・管理を行っています。

なお、これらの取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正に処理を行っています。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要等

金利リスクとは、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を管理対象として、重要性を踏まえて金利リスクを計測しています。これら金利リスクの計測については、 ΔEVE （金利変動に伴う経済価値の変化量）、 ΔNII （金利変動に伴う純金利収入の変化量）、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）といった金利リスク指標を月次（前月末基準）で計測しています。計測されたリスクは、月次のALM会議において協議・検討され、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期の認識や、住宅ローンの期限前返済および定期預金の早期解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

流動性預金の満期の前提

金融庁の定める保守的な前提を採用しており、流動性預金のうち一定額（①過去5年の最低残高、②過去5年の最大流出額を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上①～③のうち最小の額を上限）をコア預金と認識し、0～5年の期間に均等に振り分け（平均満期2.5年）ています。流動性預金全体の満期については、平均満期が1.246年、最長4.917年の取引として金利リスクを計測しています。

住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の前提

住宅ローンの期限前返済および定期預金の早期解約については考慮していません。

複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクのうち、正值となる通貨のみを単純合算しています。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮していません。

内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。
 ΔNII の算定にあたっては、商品ごとに一定の市場追従率等を考慮しています。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和1年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	92,738	95,214
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,797	1,772
うち、利益剰余金の額	91,032	93,539
うち、外部流出予定額 (△)	35	34
うち、上記以外に該当するものの額	△ 56	△ 63
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	865	1,260
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	865	1,260
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額	93,604	96,474
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,244	687
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,244	687
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	1,244	687
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	92,359	95,787
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	907,008	888,800
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 8,959	△ 1,521
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 8,959	△ 1,521
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	42,580	43,454
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	949,588	932,254
自己資本比率		
自己資本比率 ((イ) / (ロ))	9.72%	10.27%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

■定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和1年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	907,008	36,280	888,800	35,552
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	911,732	36,469	883,073	35,322
ソブリン向け	11,720	468	11,682	467
金融機関向け	73,949	2,957	89,485	3,579
法人等向け	210,761	8,430	193,621	7,744
中小企業等・個人向け	164,041	6,561	147,858	5,914
抵当権付住宅ローン	38,169	1,526	35,284	1,411
不動産取得等事業向け	257,183	10,287	258,575	10,343
3ヵ月以上延滞等	1,011	40	1,111	44
取立未済手形	83	3	94	3
信用保証協会等による保証付	12,025	481	10,270	410
出資等	19,341	773	19,219	768
上記以外	123,445	4,937	115,868	4,634
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,188	167	7,237	289
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 8,959	△ 358	△ 1,521	△ 60
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	47	1	11	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	42,580	1,703	43,454	1,738
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	949,588	37,983	932,254	37,290

(注) 1. 所要自己資本の額はリスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、地方公共団体金融機構、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

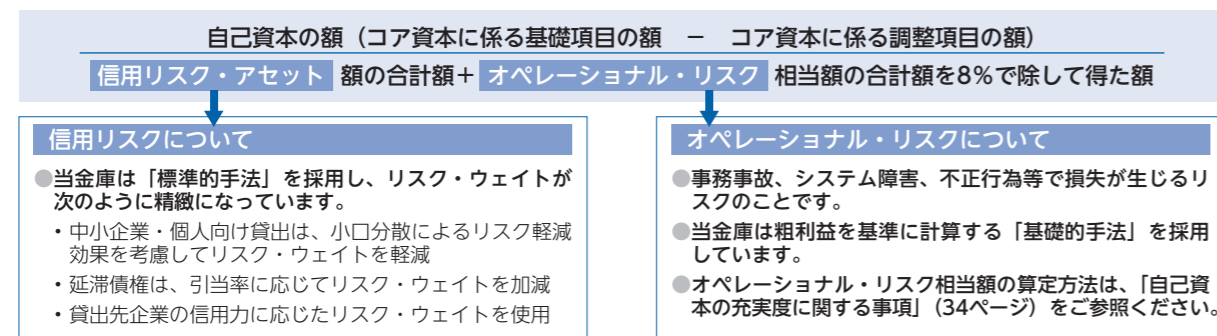
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高【地域別・業種別・残存期間別】

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
国内	1,913,857	2,391,677	1,036,274	1,295,996	412,594	404,419	83	32	1,303	1,622
国外	34,968	36,173	-	-	34,483	35,629	-	-	-	-
地域別合計	1,948,826	2,427,850	1,036,274	1,295,996	447,077	440,048	83	32	1,303	1,622
製造業	117,320	128,339	100,456	113,024	13,280	11,807	-	-	40	3
農業	463	851	463	851	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	15	14	15	14	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	126	126	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	148,570	191,061	147,478	190,102	835	735	-	-	169	70
電気・ガス・熱供給・水道業	13,528	13,107	160	145	13,019	12,613	-	-	-	-
情報通信業	7,457	9,816	5,645	7,231	1,197	2,098	-	-	5	-
運輸業、郵便業	41,709	53,148	31,756	40,397	8,302	11,298	-	-	-	-
卸売業	71,744	83,803	70,336	82,368	1,001	1,046	23	1	43	3
小売業	37,889	44,320	34,288	39,922	3,230	4,025	-	-	55	17
金融業、保険業	418,390	495,022	7,354	7,172	53,833	53,925	59	31	44	-
不動産業	280,850	277,996	271,390	268,808	9,239	8,928	-	-	643	152
物品賃貸業	14,617	15,590	8,760	8,456	5,835	7,113	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,243	3,406	2,192	3,345	-	-	-	-	-	-
宿泊業	7,713	8,805	7,709	8,802	-	-	-	-	-	-
飲食業	22,459	28,002	22,450	27,994	-	-	-	-	1	1,262
生活関連サービス業、娯楽業	11,571	14,534	10,924	13,887	600	600	-	-	-	-
教育、学習支援業	5,471	6,390	5,469	6,388	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	24,591	27,895	24,587	27,890	-	-	-	-	14	-
その他のサービス	66,720	78,735	66,400	78,490	126	57	-	-	26	37
国・地方公共団体等	394,076	689,064	14,714	169,616	336,573	325,798	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	204,082	201,236	203,597	200,974	-	-	-	-	258	75
その他	57,211	56,579	121	110	-	-	-	-	-	-
業種別合計	1,948,826	2,427,850	1,036,274	1,295,996	447,077	440,048	83	32	1,303	1,622
1年以下	504,873	738,227	104,303	246,782	57,147	51,452	58	7	-	-
1年超3年以下	221,861	325,047	74,571	73,602	104,290	80,419	-	-	25	-
3年超5年以下	153,117	137,469	102,830	94,674	50,262	42,794	25	-	-	-
5年超7年以下	102,280	100,106	79,553	72,755	22,727	27,321	-	-	-	-
7年超10年以下	191,974	328,090	153,244	290,290	38,684	37,772	-	-	-	-
10年超	683,626	708,677	514,807	512,145	163,819	188,532	-	-	-	-
期間の定めのないもの	91,092	90,231	6,964	5,745	10,146	11,756	-	-	-	-
残存期間別合計	1,948,826	2,427,850	1,036,274	1,295,996	447,077	440,048	83	32	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本比率算定方法の概要



(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位: 百万円)

	期末残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	目的使用		その他		令和1年度	令和2年度
					令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度		
一般貸倒引当金	566	865	865	1,260	-	-	566	865	865	1,260
個別貸倒引当金	3,648	3,431	3,431	2,720	149	947	3,499	2,483	3,431	2,720
合計	4,215	4,296	4,296	3,980	149	947	4,066	3,349	4,296	3,980

(注) 1. 一般貸倒引当金の当期減少額その他については、洗替による取崩額です。
2. 個別貸倒引当金の当期減少額その他については、主として税法による取崩額です。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位: 百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	目的使用		その他		令和1年度	令和2年度		
国内	3,648	3,431	3,431	2,720	149	947	3,499	2,483	3,431	2,720	0	0
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	3,648	3,431	3,431	2,720	149	947	3,499	2,483	3,431	2,720	0	0
製造業	960	952	952	386	35	642	924	310	952	386	-	-
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	87	157	157	64	5	84	81	72	157	64	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	16	30	30	7	11	19	5	10	30	7	-	-
運輸業、郵便業	160	41	41	7	-	-	160	41	41	7	-	-
卸売業	120	140	140	330	26	44	98	95	140	330	0	-
小売業	541	505	505	438	46	63	487	442	505	438	-	-
金融業、保険業	49	44	44	-	-	34	49	10	44	-	-	-
不動産業	1,027	1,003	1,003	904	-	26	1,030	977	1,003	904	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	0
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	14	14	14	371	-	-	14	14	14	371	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	71	46	46	31	2	-	69	46	46	31	-	-
その他のサービス	447	365	365	62	12	27	433	337	365	62	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人 (住宅、消費、納税資金等)	150	128	128	113	7	5	142	123	128	113	-	-
合計	3,648	3,431	3,431	2,720	149	947	3,499	2,483	3,431	2,720	0	0

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和1年度		令和2年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	302,745	-	597,141
10%	-	310,811	-	463,987
20%	380,544	4,392	461,056	4,364
35%	-	109,575	-	101,240
50%	40,020	529	41,368	2,028
75%	-	239,844	-	217,779
100%	5,208	529,577	7,304	503,997
150%	-	508	-	115
200%	-	-	-	-
250%	-	25,067	-	27,467
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	425,773	1,523,053	509,729	1,918,121

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
		信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,348	8,041	118,298	107,586	-
①ソブリン向け	-	-	62,492	45,924	-	-	
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-	
③法人等向け	2,936	2,759	681	680	-	-	
④中小企業等・個人向け	4,177	3,296	29,069	33,938	-	-	
⑤抵当権付住宅ローン	-	-	22,907	23,767	-	-	
⑥不動産取得等事業向け	1,923	1,621	1,061	1,165	-	-	
⑦3か月以上延滞等	0	-	43	-	-	-	
⑧上記以外	310	363	2,043	2,109	-	-	

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (単位: 百万円)

	令和1年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	25	5
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
①派生商品取引合計	83	32	83	32
(i) 外国為替関連取引	58	7	58	7
(ii) 金利関連取引	25	25	25	25
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属 (金を除く) 関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	83	32	83	32

(注) グロス再構築コストの額は、零を下回らないものに限っています。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合

該当ありません。

■投資家の場合

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く) (単位: 百万円)

	令和1年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,878	-	3,692	-
商業用不動産	-	-	-	-
クレジット債権	-	-	-	-
法人等向け債権	-	-	-	-
その他	1,878	-	3,692	-

b. 再証券化エクスポージャー

「再証券化エクスポージャー」を保有していません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く) (単位: 百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和1年度		令和2年度		令和1年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%	1,878	-	3,692	-	-	-	-	-
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
350%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,878	-	3,692	-	-	-	-	-

(注) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

b. 再証券化エクスポージャー

「再証券化エクスポージャー」を保有していません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等 (単位: 百万円)

		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	貸借対照表計上額		
					うち益	うち損	
上場株式	令和1年度	7,417	9,179	1,762	2,108	346	-
	令和2年度	7,005	11,436	4,431	4,441	10	-
非上場株式	令和1年度	-	-	-	-	-	490
	令和2年度	-	-	-	-	-	480
その他	令和1年度	11,770	11,775	5	740	734	7,628
	令和2年度	11,801	14,677	2,875	2,878	2	7,635
合計	令和1年度	19,187	20,955	1,768	2,848	1,080	8,118
	令和2年度	18,807	26,114	7,307	7,320	12	8,116

(注) 1. その他有価証券で時価のあるものの「その他」は、上場投資信託及び上場優先出資証券です。
2. その他有価証券で時価のないもの等の「その他」は、信金中金出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

(2) 子会社等株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

		貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち	
					うち益	うち損
子会社・子法人等株式	令和1年度	49	-	-	-	-
	令和2年度	49	-	-	-	-

(注) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額	売却益	売却損	株式等償却
	令和2年度	2,827	344	227	-

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和1年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,515	20,610
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1,250%）を適用するエクスポージャー	-	-

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番	IRRBB1：金利リスク	イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	40,965	31,603	3,111	1,308				
2	下方パラレルシフト	0	0	3,806	4,209				
3	スティープ化	33,706	27,816						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	40,965	31,603	3,806	4,209				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	95,787		92,359					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的開示事項」の項目に記載しています。
 2. △EVEについて、コロナ対策長期固定金利貸出金の増加及び保有有価証券の平均残存期間長期化を主因に、前事業年度と比較して増加しています。
 3. △NIIについて、運用サイドの平均残存期間長期化を主因に、前事業年度と比較して減少しています。
 4. 当期の重要性テスト(△EVE/自己資本の額)の結果は、監督上の基準である20%を超過していますが、内部管理上、全体の金利リスクをVaRにより計測を行っており、信用リスクやその他リスクと共に、資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しています。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和1年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	93,526	96,002
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,797	1,772
うち、利益剰余金の額	91,822	94,329
うち、外部流出予定額 (△)	36	35
うち、上記以外に該当するものの額	△ 56	△ 63
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	900	1,284
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	900	1,284
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	94,427	97,286
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,245	687
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,245	687
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,245	687
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	93,181	96,598
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	908,714	890,271
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 8,959	△ 1,521
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 8,959	△ 1,521
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	42,473	43,353
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	951,187	933,625
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.79%	10.34%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

■定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和1年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計	908,714	36,348	890,271	35,610
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	913,438	36,537	884,544	35,381
ソブリン向け	11,720	468	11,682	467
金融機関向け	73,970	2,958	89,509	3,580
法人等向け	210,361	8,414	193,180	7,727
中小企業等・個人向け	165,454	6,618	149,280	5,971
抵当権付住宅ローン	38,169	1,526	35,284	1,411
不動産取得等事業向け	257,303	10,292	258,612	10,344
3ヵ月以上延滞等	1,011	40	1,111	44
取立未済手形	83	3	94	3
信用保証協会等による保証付	12,025	481	10,270	410
出資等	19,292	771	19,171	766
上記以外	124,044	4,961	116,348	4,653
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,188	167	7,237	289
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 8,959	△ 358	△ 1,521	△ 60
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	47	1	11	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	42,473	1,698	43,353	1,734
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	951,187	38,047	933,625	37,345

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央政府、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、地方公共団体金融機構、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。 $\frac{\text{オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}$ 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高【地域別・業種別・残存期間別】

(単位：百万円)

エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
国内	1,916,094	2,393,718	1,034,359	1,294,176	412,594	404,419	83	32	1,303	1,622
国外	34,968	36,173	—	—	34,483	35,629	—	—	—	—
地域別合計	1,951,063	2,429,892	1,034,359	1,294,176	447,077	440,048	83	32	1,303	1,622
製造業	118,273	129,211	100,456	113,024	13,280	11,807	—	—	40	3
農業	463	851	463	851	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	15	14	15	14	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	126	126	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	149,134	191,544	147,478	190,102	835	735	—	—	169	70
電気・ガス・熱供給・水道業	13,528	13,107	160	145	13,019	12,613	—	—	—	—
情報通信業	7,502	9,855	5,645	7,231	1,197	2,098	—	—	5	—
運輸業、郵便業	42,166	53,629	31,756	40,397	8,302	11,298	—	—	—	—
卸売業	71,993	84,093	70,336	82,368	1,001	1,046	23	1	43	3
小売業	37,963	44,397	34,288	39,922	3,230	4,025	—	—	55	17
金融業、保険業	418,496	495,141	7,354	7,172	53,833	53,925	59	31	44	—
不動産業	280,910	278,032	271,390	268,808	9,239	8,928	—	—	643	152
物品賃貸業	13,037	14,115	6,845	6,636	5,835	7,113	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,245	3,407	2,192	3,345	—	—	—	—	—	—
宿泊業	7,754	8,852	7,709	8,802	—	—	—	—	—	—
飲食業	22,516	28,041	22,450	27,994	—	—	—	—	1	1,262
生活関連サービス業、娯楽業	11,601	14,560	10,924	13,887	600	600	—	—	—	—
教育、学習支援業	5,475	6,396	5,469	6,388	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	24,737	28,044	24,587	27,890	—	—	—	—	14	—
その他のサービス	67,171	79,132	66,400	78,490	126	57	—	—	26	37
国・地方公共団体等	394,076	689,064	14,714	169,616	336,573	325,798	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	204,082	201,238	203,597	200,974	—	—	—	—	258	75
その他	57,788	57,031	121	110	—	—	—	—	—	—
業種別合計	1,951,063	2,429,892	1,034,359	1,294,176	447,077	440,048	83	32	1,303	1,622
1年以下	504,026	737,343	103,298	245,762	57,147	51,452	58	7	—	—
1年超3年以下	222,810	326,023	74,416	73,402	104,290	80,419	—	25	—	—
3年超5年以下	154,645	138,858	102,075	94,074	50,262	42,794	—	—	—	—
5年超7年以下	102,705	100,532	79,553	72,755	22,727	27,321	—	—	—	—
7年超10年以下	191,974	328,090	153,244	290,290	38,684	37,772	—	—	—	—
10年超	683,626	708,677	514,807	512,145	163,819	188,532	—	—	—	—
期間の定めのないもの	91,274	90,365	6,964	5,745	10,146	11,756	—	—	—	—
残存期間別合計	1,951,063	2,429,892	1,034,359	1,294,176	447,077	440,048	83	32	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	目的使用		その他		令和1年度	令和2年度
一般貸倒引当金	589	900	900	1,284	—	—	589	900	900	1,284
個別貸倒引当金	3,648	3,432	3,432	2,745	149	947	3,499	2,484	3,432	2,745
合計	4,238	4,333	4,333	4,029	149	947	4,089	3,385	4,333	4,029

- (注) 1. 一般貸倒引当金の当期減少額その他については、洗替による取崩額です。
 2. 個別貸倒引当金の当期減少額その他については、主として税法による取崩額です。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	目的使用	その他	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
国内	3,648	3,432	3,432	2,745	149	947	3,499	2,484	3,432	2,745	0	0
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,648	3,432	3,432	2,745	149	947	3,499	2,484	3,432	2,745	0	0
製造業	960	952	952	396	35	642	924	310	952	396	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	87	157	157	71	5	84	81	73	157	71	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	16	30	30	7	11	19	5	10	30	7	—	—
運輸業、郵便業	160	41	41	11	—	—	160	41	41	11	—	—
卸売業	120	140	140	331	26	44	98	95	140	331	0	—
小売業	541	505	505	438	46	63	487	442	505	438	—	—
金融業、保険業	49	44	44	—	—	34	49	10	44	—	—	—
不動産業	1,027	1,003	1,003	904	—	26	1,030	977	1,003	904	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	0	0
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	15	14	14	373	—	—	15	14	14	373	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	71	46	46	33	2	—	69	46	46	33	—	—
その他のサービス	447	365	365	62	12	27	433	337	365	62	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	150	128	128	113	7	5	142	123	128	113	—	—
合計	3,648	3,432	3,432	2,745	149	947	3,499	2,484	3,432	2,745	0	0

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	令和1年度		令和2年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	302,745	—	597,141
10%	—	310,811	—	463,987
20%	380,544	4,495	461,056	4,479
35%	—	109,575	—	101,240
50%	40,020	529	41,368	2,028
75%	—	241,728	—	219,674
100%	5,208	529,813	7,304	504,012
150%	—	508	—	115
200%	—	—	—	—
250%	—	25,082	—	27,482
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	425,773	1,525,290	509,729	1,920,163

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

連結子会社等には「信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー」はありませんので、単体と同額となります。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結子会社等には「派生商品取引及び長期決済期間取引」はありませんので、単体と同額となります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

連結子会社等には「証券